

3 教保第 163 号  
令和 3 年 3 月 2 日

各市町（組合）教育委員会教育長 様

京都府教育委員会  
教育長 橋本 幸三

学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施等に係る  
対応について（通知）

別添写しのとおり、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から「学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施等に係る対応について」周知依頼がありましたので、通知します。

つきましては、貴所管の幼稚園長、小中学校長及び義務教育学校長あてお知らせいただきますようお願いします。

なお、別添写しのとおり府立学校長あて通知しましたので、お知らせします。

担当	保健体育課 健康安全教育指導係
電話	075-414-5874

写

3 教保第 163 号  
令和 3 年 3 月 2 日

各府立学校長 様

京都府教育委員会  
教育長 橋本 幸三

学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施等に係る  
対応について（通知）

別添写しのとおり、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から「学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施等に係る対応について」周知依頼がありましたので、通知します。

下記に留意の上、学校医等と十分調整し、実施してください。

記

○令和 3 年度健康診断の期日について

別添の令和 3 年 3 月 1 日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡 1（2）のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができない場合は、当該年度末日までの間に可能な限りすみやかに実施すること。

とされており、健康診断が学校教育活動を行う上で、重要な役割を果たしていることに鑑み、当初から年度末までに実施すればよいとしているのではないことに留意願う。

担当	保健体育課 健康安全教育指導係
電話	075-414-5874